

**年休裁判は今こうなっている23**

## **年休裁判4年！22回の進行協議！ 証人尋問日が決まる！**

**組合側原告証人**

**本部木下委員長**

**竹信三恵子和光大学名誉教授** (和光大学現代人間学部現代社会学科教授を歴任し現在は同大学名誉教授) 暮らしと働き方研究オフィス代表。先生は、朝日新聞経済学部労働担当などを務めるなど、労働問題を主要な研究テーマの一つとしてきたのです。

1月27日、22回進行協議で、証人尋問日が決まりました。

5月26日被告2名の証人尋問

6月 9日原告(組合側)本部木下委員長、竹信先生の証人尋問  
**運輸所の皆さん**

**労働者の代表として聞きます。激励と応援をお願いします！**

**労働者の年休権を守ために共に聞きましょう！**

**会社は社員の健康で文化的な最低限の生活を営む権利を守れ！**

私たちの年休が希望する日に取得できません。しかも、労働者の大切な年休が数多く失効しています。

新幹線の大動脈輸送の公共機関輸送の重要性と使命は何も否定しません。しかし、会社は、年休権の重要性や時季指定にできるだけ応じようとする配慮や努力をしていない事です。新幹線の重要性は、原告団も理解していますが、新幹線乗務員だけが特別な職種ではありません。労働基準法が定められています。全ての労働者と同じく、憲法や労働法制に守られる権利があります。

世界に冠たる新幹線の会社のあるべき姿ではありません。

社員は、リニア建設によってこの会社の存続にも不安を持っています。この会社の未来のためにも、今こそ年休権の重要性とリニア建設の即時中止を求めます。

**関西の仲間たちと共に頑張ろう！**